



平成 29 年 9 月 22 日

各 位

会 社 名	株式会社ツムラ	
代表者名	代表取締役社長	加藤 照和
	(コード番号 4540 東証第一部)	
問合せ先	コーポレート・コミュニケーション室長	鈴木 登
	TEL 03 - 6361 - 7100	

**中国平安保険（集団）股份有限公司との資本業務提携、
第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分、
並びに主要株主である筆頭株主の異動の予定に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 9 月 22 日開催の取締役会において、中国平安保険（集団）股份有限公司（本社：中国広東省、以下「中国平安保険」といいます。）との強固で長期戦略的なパートナーシップの構築に向け、資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこと、並びに中国平安保険の子会社である中国平安人寿保险股份有限公司（本社：中国広東省、以下「平安人寿」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分（以下、併せて「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議し、同日付で中国平安保険との間で本資本業務提携に係る資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本第三者割当に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますため、併せてお知らせいたします。

記

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

(1) 本資本業務提携の目的

- ①中国における中薬産業の更なる発展及び中国国民の医療と健康への貢献
- ②中薬^(*)の品質標準及び生薬栽培から最終製品までを網羅するビジネスモデルの構築
- ③当社の生薬原料の安定確保

^(*)中薬：中医学（中国の伝統医学）で用いる薬剤

(2) 本資本業務提携の理由

当社は、平成 28 年 5 月に公表した「新中期経営計画（2016 年度－2021 年度）“漢方”のイノベーションによる新たな価値の創造」において、「中国における新規ビジネスへの挑戦」を戦略課題の一つとして定めております。当社は新中期経営計画の達成とともに、原料生薬の主要調達国である中国及び中国国民の健康にも貢献していくという思いから、今後も新規事業を通じて、中国との更なる良好な関係を構築・維持していきたいと考えております。

その取り組みの一環として、中国における日本の医療用漢方製剤向け原料生薬の調達・加工・保管基地である深圳津村薬業有限公司において、平成 28 年度より中国市場向け刻み生薬事業を開始しております。また、それと同時期に、上海市薬材有限公司との合弁会社である上海上薬津村製薬有限公司を設立し、中国市場向け中薬配合顆粒の生産に向けて、研究開発等を進めております。

一方、中国平安保険は、中国の四大保険会社の一つで、中国 A 株市場に上場しており、主要業務である保険・銀行・投資に加えて、インターネット金融サービスを展開している総合金融企業集団です。同社は、「国際社会をリードする個人金融・生活のサービスプロバイダー」になるという戦略目標を掲げ、金融及び医療・

ヘルスケア事業を戦略的注力分野と位置づけており、中国最大の民間健康保険会社である平安健康保険、中国最大のインターネット医療健康管理プラットフォームである平安 Good Doctor、中国最大の診療所標準化管理サービスプラットフォームである平安万家医療等を傘下に持ち、医療健康科学分野での優位性を確立しつつあります。同社は、医療・ヘルスケア分野を更に発展させ、お客様への医療・ヘルスケアサービスをより一層向上させるため、中薬企業との協業機会を模索するとともに、ひいては中薬産業全体の発展への貢献を企図する中で、中国平安保険グループにおいて、海外投資を担当する中国平安保険海外（控股）有限公司（所在地：香港）及び平安ジャパン・インベストメント株式会社（所在地：東京）を中心に、日本企業との協業を検討した結果、高品質な漢方製剤を日本市場に供給している当社に対し協業の提案をするに至りました。

当社と中国平安保険が取り組もうとしている案件において、当社が有する生薬・漢方事業におけるノウハウと中国平安保険の有する経営資産や顧客基盤、医療・ヘルスケア事業の特徴及び強みを組み合わせることで、シナジー効果が発揮され、両社の企業価値の更なる向上を実現できると考えられます。当社及び中国平安保険は、中国における中薬産業の更なる発展を推進して中国国民の医療と健康に貢献するとともに、中薬の品質標準及び生薬栽培から最終製品までを網羅するビジネスモデルを構築することができ、また、それと同時に、中国国内の生薬の品質向上や生薬資源保護に寄与しながら、当社の生薬原料の安定確保にもつながると考え、業務提携を行うことといたしました。

さらに、当社及び中国平安保険は、業務提携に関わる協議の過程で、長期的かつ強固な戦略的パートナーシップを構築するためには、中国平安保険グループが当社の一定数の株式を保有することが重要であると判断し、業務提携と合わせて、第三者割当による資本提携を行うことといたしました。なお、本資本業務提携先である中国平安保険は金融持株会社であり、金融以外の事業を行う一般事業会社への直接の出資は実施していないため、本資本業務提携の趣旨や内容、出資規模等を勘案し協議した結果、出資機能を有する中国平安保険の主要子会社の一つである平安人壽を本第三者割当の割当予定先といたしました。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 業務提携の内容

当社と中国平安保険との間で現時点において合意している業務提携の概要は、以下のとおりです。

①合弁会社の設立

中国平安保険との間で中国にて合弁会社を設立し、当該合弁会社が主として下記②～④の事業を展開する予定です。

なお、当該合弁会社の設立につきましては、平成 29 年 10 月 31 日を目途に、当社と中国平安保険との間で合意することを予定しております。詳細については決定後、速やかにお知らせいたします。

②生薬調達体制の強化に関する事業

現在、日本国内の漢方製剤及び中国国内における中薬等の市場が拡大していることから、原料生薬の需要が高まり、一部の原料生薬の価格に著しい変動が生じております。安定した価格で、かつ、ツムラの品質要求を満たす原料生薬を安定確保するためには、原料生薬を栽培・加工調製する産地会社の供給能力を高める必要があると考えております。その施策として、栽培用地の確保や栽培技術の開発（野生生薬の栽培化、機械化による効率化等）、生薬の加工場の建設・整備、加工技術の開発（乾燥方法の改善、機械化による効率化等）等を行います。

③中薬を主とした分析研究に関する事業

下記④における中薬等の製造販売事業に参入するにあたり、高品質な製品の提供を図るためには、生薬栽培から最終製品までの品質管理を行い、品質標準を確立することが必要となります。その実現のために、中薬を主とした分析研究センターを設立し、分析研究技術の開発及び分析試験の受託等を実施いたします。

④中薬、健康食品、ヘルスケア関連日用品及びその他業務分野に関する事業

中国では中医学が広く浸透しており、そこで使用される中薬の需要も高まっております。今後も拡大していくことが見込まれる中薬産業の更なる発展及び中国国民の医療と健康に貢献するために、当社の漢方製剤の製造ノウハウを活用し、中薬等の製造販売事業を展開することを計画しております。

(2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、平安人寿に当社普通株式 7,675,900 株（本第三者割当後の総議決権に対する所有議決権割合 10.04%、本第三者割当後の発行済株式総数に対する株式所有割合 10.00%）を割り当てます。本第三者割当の詳細は、下記「Ⅱ. 本第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分」をご参照ください。

3. 本資本業務提携の相手先の概要（平成 28 年 12 月 31 日現在。特記しているものを除く。）

(1) 名 称	中国平安保険（集団）股份有限公司		
(2) 所 在 地	中国広東省深圳市福田区益田路 5033 号 平安金融センター		
(3) 代表者の役職・氏名	董事長 兼 CEO 馬明哲		
(4) 事 業 内 容	保険事業、銀行事業、投資事業		
(5) 資 本 金	18,280 百万元		
(6) 設 立 年 月 日	1988 年 5 月 27 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	A株 10,832,664,498 株；H株 7,447,576,912 株		
(8) 決 算 期	12 月		
(9) 従 業 員 数	142.8 万人（111 万人の保険販売代理員を含む）（連結）		
(10) 主 要 取 引 先	—		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	Hong Kong Securities Clearing Company Nominees Limited	32.09%	
	Shenzhen Investment Holdings Co., Ltd.	5.27%	
	All Gain Trading Limited	4.32%	
	Huaxia Life Insurance Co., Ltd.	4.31%	
	China Securities Finance Corporation Limited	3.79%	
	Bloom Fortune Group Limited	2.77%	
	Central Huijin Asset Management Ltd.	2.65%	
	Business Fortune Holdings Limited	1.43%	
	Shum Yip Group Limited	1.41%	
	Hong Kong Securities Clearing Company Limited	1.21%	
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	（単位：百万元。特記しているものを除く。）		
決算期	2014 年 12 月期	2015 年 12 月期	2016 年 12 月期
連 結 純 資 産	353,816	413,571	486,461
連 結 総 資 産	4,005,911	4,765,159	5,576,903
1 株当たり自己資本(元)	16.28	18.28	20.98
連 結 売 上 高	462,882	619,990	712,453
連 結 営 業 利 益	62,341	92,947	93,368
連 結 経 常 利 益	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	39,279	54,203	62,394
1 株当たり連結当期純利益(元)	2.47	2.98	3.50
1 株当たり配当金(元)	0.375	0.53	0.75

- (注) 1 主要取引先及び主要取引銀行につきましては、本資本業務提携の相手先である中国平安保険は持株会社であり、該当するものがないため記載を省略しております。
- 2 「(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態」の数値につきましては、本資本業務提携の相手先が採用する会計基準は日本において一般に公正妥当と認められる会計基準とは異なるため、連結経常利益については記載を省略しております。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	平成29年9月22日
(2) 本資本業務提携契約締結日	平成29年9月22日
(3) 本第三者割当の払込期日	平成29年10月13日(予定)

5. 今後の見通し

本資本業務提携が平成30年3月期の連結業績に与える影響は軽微です。なお、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

II. 本第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分

1. 募集の概要

(1) 払込期日	平成29年10月13日
(2) 発行新株式数及び処分株式数(募集株式の数)	下記①及び②の合計による当社普通株式7,675,900株 ①発行新株式数 5,986,700株 ②処分株式数 1,689,200株
(3) 払込金額	1株につき3,559.5円
(4) 調達資金の額	27,322,366,050円
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による (中国平安人寿保险股份有限公司)
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、平安人寿を割当予定先とする本第三者割当は、平安人寿の親会社である中国平安保険との本資本業務提携の一環として実施するものであり、当社の戦略課題の一つである「中国における新規ビジネスへの挑戦」に関わる事業の進展をより確実なものとするとともに、中国平安保険グループとの長期的かつ強固な戦略的パートナーシップを構築するためであります。

そのため、本第三者割当により既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、中国平安保険との本資本業務提携は、当社の中国国内における事業拡大による新たな収益機会獲得が期待できることから当社の企業価値向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	27,322,366,050円
② 発行及び処分諸費用の概算額	116,230,000円
③ 差引手取概算額	27,206,136,050円

- (注) 1 払込金額の総額、発行及び処分諸費用の概算額並びに差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び自己株式処分によるものであり、発行及び処分諸費用の概算額とは本第三者割当による新株式発行及び自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 発行及び処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行及び処分諸費用の内訳は、弁護士費用、登記費用、有価証券届出書等の書類作成費用及び割

当予定先調査費用等の概算額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 生薬調達体制の強化に関する事業	10,300	平成30年度～平成32年度
② 中薬を主とした分析研究に関する事業	2,100	平成30年度～平成34年度
③ 中薬等の製造販売に関する事業	14,806	平成30年度～平成34年度

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

上記「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (1) 業務提携の内容 ①合弁会社の設立」に記載のとおり、中国平安保険との間で中国にて合弁会社を設立し、当該合弁会社を通じて、以下の事業に資金を充当する予定です。

①生薬調達体制の強化に関する事業

上記「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (1) 業務提携の内容 ②生薬調達体制の強化に関する事業」のとおり、本資本業務提携の一環として、栽培用地の確保や栽培技術の開発（野生生薬の栽培化、機械化による効率化等）、生薬の加工場の建設・整備、加工技術の開発（乾燥方法の改善、機械化による効率化等）等に、10,300百万円を充当する予定です。

②中薬を主とした分析研究に関する事業

上記「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (1) 業務提携の内容 ③中薬を主とした分析研究に関する事業」のとおり、本資本業務提携の一環として、下記③における中薬等の製造販売事業に参入するにあたり、高品質な製品の提供を図るためには、生薬栽培から最終製品までの品質管理を行い、品質標準を確立することが必要となります。そのため、中薬を主とした分析研究センターを設立し、分析研究技術の開発及び分析試験の受託等を実施いたします。かかる分析研究センターの建設及び運転資金に2,100百万円を充当する予定です。

③中薬等の製造販売に関する事業

中国では中医学が広く浸透しており、そこで使用される中薬の需要も高まっております。そこで、上記「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (1) 業務提携の内容 ④中薬、健康食品、ヘルスケア関連日用品及びその他業務分野に関する事業」のとおり、本資本業務提携の一環として、今後も拡大していくことが見込まれる中薬産業の更なる発展及び中国国民の医療と健康に貢献するために、当社の漢方製剤の製造ノウハウを活用し、中薬等の製造販売事業を展開することを計画しております。かかる中国国内における中薬等の研究開発、製造工場の建設及びその運転資金に14,806百万円を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、使途に充当することは、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成29年9月21日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である3,955円を基準に、中国平安保険と協議した結果、当該終値から10.00%ディスカウントである3,559.5円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、当社の企業価値を最も適切に表すものと判断したためであり、中国平安保険との協議を経て決定しました。ディスカウント率については、本第三者割当におい

ては、本資本業務提携に伴い平安人壽が中長期的に当社株式を保有することが前提とされていること、払込期日に約2週間先立つ発行決議日にその直前営業日の株価を基準に払込金額が決定されるため、割当先は受渡しまでの株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、近時の当社の株価の変動状況等に鑑み、中国平安保険から10.00%のディスカウントの要請を受けました。上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社としても、中国平安保険との本資本業務提携により、当社が有する生薬・漢方事業におけるノウハウと、中国平安保険の有する経営資産や顧客基盤、医療・ヘルスケア事業の特徴及び強みを組み合わせることで、シナジー効果が発揮され、両社の企業価値の更なる向上を実現できると考えられること、本第三者割当の割当予定先である平安人壽は当社株式を中長期的に保有する意向であることから、これらの要素を踏まえた合理的な範囲内のディスカウントの検討が必要であると判断し、会社法上の有利発行規制に係る日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方も踏まえ、中国平安保険との間で慎重に交渉・協議を重ねました。そして、当社取締役会において、割当予定先における株価変動リスク、本第三者割当により生じる希薄化の影響に加え、当社の事業環境や競争環境を踏まえた中長期的な事業戦略上の重要性、本資本業務提携の効果の最大化による中長期的な株主価値の向上等を総合的に勘案して、当該払込金額による本第三者割当の実施について審議を行った結果、ディスカウント率を10.00%とすることが妥当であると判断いたしました。

当該払込金額は、取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値3,955円に対しては10.00%のディスカウント、取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成29年8月22日から平成29年9月21日まで）の終値の単純平均値である4,052円（円未満四捨五入）に対しては12.15%のディスカウント、同直前3ヶ月間（平成29年6月22日から平成29年9月21日まで）の終値の単純平均値である4,243円（円未満四捨五入）に対しては16.11%のディスカウント、同直前6ヶ月間（平成29年3月22日から平成29年9月21日まで）の終値の単純平均値である4,041円（円未満四捨五入）に対しては11.92%のディスカウントとなっており、当該払込金額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、本第三者割当に係る取締役会には当社監査等委員3名（うち社外監査等委員2名）が出席しており、監査等委員会の意見として、株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にして決定されており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見が表明されております。

（2）発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当は、平成29年9月22日現在の当社普通株式の発行済株式総数70,771,662株に対する割合は10.85%、割当予定先へ新たに付与する議決権76,759個の総議決権数687,450個に対する割合は11.17%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。

しかしながら本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考え、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに希薄化の規模については合理的な規模であると平成29年9月22日に開催された取締役会で判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要（平成28年12月31日現在。特記しているものを除く。）

（1）	名 称	中国平安人壽保险股份有限公司
（2）	所 在 地	中国広東省深圳市福田区福華三路星河發展センターオフィス 9、10、11階
（3）	代表者の役職・氏名	董事長 兼 CEO 丁新民
（4）	事 業 内 容	生命保険
（5）	資 本 金	33,800百万元
（6）	設 立 年 月 日	2002年12月17日
（7）	発 行 済 株 式 数	33,800,000,000株
（8）	決 算 期	12月
（9）	従 業 員 数	96,149人（連結）

(10)	主要取引先	個人		
(11)	主要取引銀行	中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、平安銀行、中国農業銀行		
(12)	大株主及び持株比率	中国平安保険（集団）股份有限公司 99.51%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万元。特記しているものを除く。)			
	決算期	2014年12月期	2015年12月期	2016年12月期
	連結純資産	92,006	116,988	107,814
	連結総資産	1,379,336	1,648,210	1,858,618
	1株当たり連結純資産(元)	2.72	3.46	3.19
	連結売上高	241,191	326,357	372,393
	連結営業利益	20,268	36,921	32,156
	連結経常利益	—	—	—
	親会社株主に帰属する当期純利益	16,995	21,146	24,360
	1株当たり連結当期純利益(元)	0.50	0.63	0.72
	1株当たり配当金(元)	0.18	0.20	0.51

(注) 1 「(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態」の数値につきましては、割当予定先が採用する会計基準は日本において一般に公正妥当と認められる会計基準とは異なるため、連結経常利益については記載を省略しております。

2 当社は、割当予定先、本第三者割当の払込期日時点で予定されている当該割当予定先の役員、親会社もしくは主要な子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等でないか、及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかにつき、第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役：古野啓介）に調査を依頼した結果、かかる関係性を確定できる事実は確認されなかった旨の調査結果を受領いたしました。これにより、割当予定先、割当予定先の役員、親会社もしくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する株式について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

割当予定先は、当社との間で、①本第三者割当完了後1年間は、当社の事前の書面による同意なくして、本第三者割当により割当予定先に発行及び処分される株式の一部又は全部をいかなる第三者に対しても売却又は譲渡してはならないこと、②中国平安保険並びに中国平安保険が現在及び将来において実質的に支配する会社（割当予定先も含まれます。）は、本資本業務提携契約の有効期間中、当社の事前の書面による同意なくして、当社の株式の追加取得又はその他取引を行ってはならないことを合意しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内

容を東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本第三者割当の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先により開示された平成 28 年 12 月末時点の PwC Zhong Tian LLP による監査を受けた財務諸表等を確認する方法によって、割当予定先が十分な現預金残高を有することを確認しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

第三者割当前（平成 29 年 3 月 31 日現在）		第三者割当後	
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 信託口	6.48%	BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) (注 1)	10.00%
日本マスタートラスト信託銀行(株) 信託口	5.74%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 信託口	5.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 信託口 9	4.52%	日本マスタートラスト信託銀行(株) 信託口	5.30%
(株)三菱東京 UFJ 銀行	3.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 信託口 9	4.17%
ツムラグループ従業員持株会	2.69%	(株)三菱東京 UFJ 銀行	2.86%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	2.57%	ツムラグループ従業員持株会	2.48%
JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	2.25%	THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	2.37%
第一三共(株)	2.15%	JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	2.07%
THE BANK OF NEW YORK 133524(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1.87%	第一三共(株)	1.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 信託口 5	1.83%	THE BANK OF NEW YORK 133524(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1.73%

- (注) 1 本資本業務提携先である中国平安保険より、本第三者割当により平安人壽が所有する予定の株式 7,675,900 株について、BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNT に管理委託する予定である旨及びその議決権行使の指図権は平安人壽が留保する予定である旨の報告を受けております。
- 2 第三者割当前の大株主及び持株比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基に記載しております。
- 3 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 4 第三者割当後の持株比率は、平成 29 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数 70,771,662 株に本第三者割当により増加する株式数 5,986,700 株を加算した 76,758,362 株に対する割合です。
- 5 当社所有の自己株式 1,989,282 株（平成 29 年 3 月 31 日現在）は、本第三者割当による 1,689,200 株の自己株式の処分後、300,082 株となります。但し、平成 29 年 4 月 1 日以降の単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

8. 今後の見通し

上記「I. 本資本業務提携の概要 5. 今後の見通し」をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連結売上高	110,438 百万円	112,625 百万円	114,954 百万円
連結営業利益	19,491 百万円	19,826 百万円	15,983 百万円
連結経常利益	21,583 百万円	19,494 百万円	16,399 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	14,075 百万円	12,557 百万円	12,488 百万円
1株当たり連結当期純利益	199.58 円	178.06 円	179.46 円
1株当たり配当金	64.00 円	64.00 円	64.00 円
1株当たり連結純資産	2,103.04 円	2,169.13 円	2,250.34 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	70,771,662 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-	-
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
始値	2,497 円	2,938 円	2,699 円
高値	3,125 円	3,630 円	3,635 円
安値	2,224 円	2,491 円	2,410 円
終値	2,971 円	2,702 円	3,490 円

② 最近6か月間の状況

	平成 29 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始値	3,520 円	3,605 円	4,075 円	4,525 円	4,315 円	4,160 円
高値	3,620 円	4,145 円	4,745 円	4,585 円	4,345 円	4,175 円
安値	3,335 円	3,560 円	4,070 円	4,295 円	3,945 円	3,915 円
終値	3,605 円	4,045 円	4,560 円	4,295 円	4,145 円	3,955 円

(注) 平成 29 年 9 月については、平成 29 年 9 月 21 日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 9 月 21 日
始 値	3,950 円
高 値	3,960 円
安 値	3,920 円
終 値	3,955 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行・処分要項

(1) 株式の種類及び数	下記①及び②の合計による当社普通株式 7,675,900 株 ①発行新株式数 5,986,700 株 ②処分株式数 1,689,200 株
(2) 払込金額	1 株につき 3,559.5 円
(3) 払込金額の総額	27,322,366,050 円
(4) 増加する資本金	10,654,829,325 円
(5) 増加する資本準備金	10,654,829,325 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(7) 申込期日	平成 29 年 10 月 11 日
(8) 払込期日	平成 29 年 10 月 13 日
(9) 割当予定先	中国平安人寿保险股份有限公司
(10) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

Ⅲ. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当の割当予定先である中国平安人寿保险股份有限公司は、本第三者割当により、新たに当社の主要株主である筆頭株主になる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要 (平成 28 年 12 月 31 日現在。特記しているものを除く。)」をご参照ください。

3. 当該株主の異動前後における議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合
中国平安人寿保险股份有限公司

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	— (—)	—	—
異動後 (平成 29 年 10 月 13 日予定)	76,759 個 (7,675,900 株)	10.04%	第 1 位

(注) 1 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 337,462 株。

2 平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 70,771,662 株。

3 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 29 年 3 月 31 日時点の総議決権数 687,450 個に本第三者割当により増加する議決権 76,759 個を加算した総議決権の数 764,209 個に対する、本第三者割当により割当予定先が新たに取得する見込みである議決権の数 76,759 個の割合です。

4 総株主の議決権の数に対する所有議決権の数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成 29 年 10 月 13 日

5. 今後の見通し

上記「I. 本資本業務提携の概要 5. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上